資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三三〇万円減少し七七〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月九日

掲載頁　一八二頁（号外第二一七号）

平成二十二年一月二十九日

京都府与謝郡与謝野町字幾地九一七番地

さかせい株式会社

代表取締役　坂根庄之典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年一月二十二日

掲載頁　九十四頁（号外第十四号）

平成二十二年一月二十九日

広島県東広島市志和町志和東八九五番地二

九六　ゲイソー・ロジスティクス株式会社

代表取締役　古川　浩延

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十一億千三百四十三万三千百五十三円、資本準備金の額を五億千七十四万千百七十六円減少し、それぞれ資本金の額〇円、資本準備金の額〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十二年一月二十九日

大阪市中央区本町四丁目五番一六号

株式会社ＮＥＯＯＮＥホールディングス

代表取締役　日壁　善博

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年二月十三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年二月二十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年一月二十九日

東京都港区高輪二丁目一五番二一号

株式会社サンレジャー

代表取締役　小野　稔

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年二月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成二十二年三月上旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年一月二十九日

東京都千代田区西神田三丁目八番一号

株式会社ＧＣＩキャピタル

代表取締役社長　山内　英貴

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年二月十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年二月十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年一月二十九日

東京都品川区上大崎二丁目二四番九号

株式会社ジェイ・アイ・シー

代表取締役　前田　和久

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年二月十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年二月二十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年一月二十九日

愛知県日進市岩崎町根裏二五番地一

株式会社ネクステージ

代表取締役　広田　靖治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年一月二十九日

東京都台東区台東一丁目一二番七号

株式会社新谷商店

代表取締役　大中　良

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年一月二十九日

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目一一番地の一六

パレス化学株式会社

代表取締役　佐藤　公一

限定承認公告

本籍北海道旭川市四条通八丁目右一号、最後の住所北海道旭川市神居一条五丁目三番一四号

被相続人　亡　辻　修

右被相続人は平成二十一年九月二十八日死亡し、その相続人は平成二十二年一月十二日旭川家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

北海道旭川市神居一条五丁目三番一四号

相続財産管理人　辻　澄子

限定承認公告

本籍福島県福島市山口字三本松三〇番地の一、最後の住所福島県福島市山口字三本松三〇番地の一

被相続人　亡　和合　功

右被相続人は平成二十一年十一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十日福島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

福島県須賀川市下宿町一四五アパートメントコアＡ一〇三

相続財産管理人　和合　俊一

限定承認公告

本籍埼玉県朝霞市幸町一丁目九番、最後の住所埼玉県朝霞市本町二丁目六番三五号

被相続人　亡　白井　弘

右被相続人は平成二十一年九月二十八日死亡し、その相続人は平成二十二年一月十八日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

埼玉県朝霞市本町二丁目七番三四―三一五号

相続財産管理人　白井富美枝

限定承認公告

本籍福岡県八女郡立花町大字上辺春一四三八番地、最後の住所東京都中野区中央三丁目一二番一号あゆみハウス中野坂下

被相続人　亡　井上千代子

右被相続人は平成二十一年十月二十五日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目三番九号

限定承認者　栗原　淳子

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中川区山王二丁目六番、最後の住所愛知県名古屋市緑区ほら貝二丁目五五番地

被相続人　亡　奥野　周一

右被相続人は平成二十一年九月三日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

愛知県名古屋市中川区山王二丁目六番一

光ハイツ山王Ａ―一〇一六号

相続財産管理人　奥野　敦子

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十九日付第一九号九

六ページ●同日付政府調達第一九号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）